

埼玉県農業大学校における本人による保有個人情報の閲覧に関する要綱

令和5年3月29日 農業大学校長決裁

埼玉県農業大学校長（以下「校長」という。）の保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）のうち、直ちに本人の閲覧に供することができる、農業大学校の入学試験における専攻別受験者数、合格者数及び成績順位に関する情報（以下「入学試験情報」という。）の閲覧に係る手続きについて、次のとおり必要な事項を定める。

- 1 何人も、次項に定める手続により、校長に対し、合格発表の日から6か月間、自己を本人とする入学試験情報の閲覧を、農業大学校において口頭により求めることができる。
- 2 前項の規定により入学試験情報の閲覧を求める者は、受験者本人であることを示すため、校長に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第1項各号に掲げるいずれかの書類
 - (2) 入学試験情報の閲覧を求める入学試験の受験票
- 3 校長は、第1項の規定による入学試験情報の閲覧の求めがあったときは、文書を直ちに閲覧させるものとする。
- 4 この要綱による手続は、法定代理人及び任意代理人による閲覧の求めについては適用しない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。